

年金生活者支援給付金の支給について

1 概要

高齢者や障害者等の生活支援を図るため、公的年金等の収入金額と前年の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金、障害基礎年金または遺族基礎年金等の受給者に福祉的給付として、年金生活者支援給付金を支給する。

2 支給要件

(1) 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金

- ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ②前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、一定額（年度により変動あり）以下であること
- ③同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

(2) 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

- ①障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
- ②前年の所得が、一定額（年度により変動あり）以下であること

3 給付額

(1) 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金

- ①基準額（月額5千円）に保険料納付済み期間（月数）/480を乗じた額を給付
- ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付

(2) 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

- ①障害等級2級の者及び遺族である者・・・5,000円
- ②障害等級1級の者・・・・・・・・・・・・6,250円

4 施行日

令和元年10月1日（消費税率の10%への引き上げの日）

5 その他

給付金の支払い事務は日本年金機構が厚生労働省からの委任を受け行い、年金と同様に2か月ごとに支給される。また、給付に係る費用は全額国庫負担、各給付金は非課税となる。